山梨税務署からのお知らせ

平成26年10月号

【発行】〒405-8585 山梨市上神内川738 山 梨 税 務 署 __0553-22-1411(代表)

1. e-Taxを利用して自宅から簡単・便利に申告・納税

e-Taxは、自宅やオフィス、税理士事務所等からインターネットを利用して、申告、申請・届出等ができます。

また、インターネットを利用してダイレクト納付やインターネットバンキングによる納付ができます。 詳しくは、e-Taxホームページをご覧下さい。

www.e-tax.nta.go.jp/

イータックス

検索

2. 納税証明の電子申請が便利でお得

電子申請をご利用いただきますと請求者の方に以下のようなメリットがあります。

メリット1 手数料が割安!(一課税年度、1枚につき370円(通常400円))

メリット2 事務所(自宅)からいつでも申請が可能!(申請は8:30~24:00)

メリット3 受取日を指定して窓口でスピード交付!

メリット4 識別番号とパスワードのみで申請が可能!

メリット5 郵便番号から楽々入力!

- ※ 電子申請であっても従来同様代理申請・代理受領は可能です。
- ※ 代理申請の場合も代理人の方の識別番号、パスワードのみで申請が可能です。
- ※ 代理人の方が受取りに来署される場合には委任状が必要となります。
- ※ ご来署の際には身分証明書をご持参下さい。

【担当】 管理運営部門 内線25番

3. 消費税の期限内納付をしっかりサポート

消費税の期限内納付を推進し、消費税滞納を減らすことを目的として、納付期限内の全額納付が困難な納税者の方を対象に、山梨税務署では、2つのサポートに取り組みます。

- (1)早めの相談・早めの対応(早期の納付相談への体制の充実)
- (2)新たな制度の有効活用(任意の中間申告制度の利用勧奨)

【担当】 徴収部門 内線34番

4. 記帳と帳簿書類の保存が必要です

平成26年1月から事業や不動産貸付等を行うすべての方に記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。 所得税の申告の必要のない方も記帳帳簿の保存制度の対象となります。

詳しくは東京国税局ホームページ「個人で事業を行っている方の記帳・帳簿等の保存について」をご覧ください。

(掲載場所)

東京国税局ホームページ ⇒ 局からのお知らせ ⇒「個人で事業を行っている方の記帳・帳簿等の保存について」

www.nta.go.jp/tokyo/index.htm

東京国税局

検索

【担当】 個人課税部門 内線32番

5. 平成26年分の消費税等の申告は気をつけて

消費税(地方消費税を含む)の税率は平成26年4月1日より8%(※)です。 個人事業者の平成26年分をはじめ、平成26年4月1日を含む課税期間の消費税及び 地方消費税の確定申告書を作成するためには、帳簿等において、課税取引を適用税率ごとに 区分しておく必要があります。

【担当】 個人課税部門 内線32番

法人課税部門内線62番

※平成26年4月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

6. 平成27年1月から、相続税の基礎控除が下がります

現 行: 5,000万円+法定相続人の数× 1,000万円 平成27年1月から: 3,000万円+法定相続人の数× 600万円

例えば、相続人が配偶者と子供2名であった場合、現行ですと基礎控除は 8,000万円ですが、改正後の基礎控除は4,800万円となります。 【担当】 資産課税部門 内線41番

また、平成26年分相続税について、下記の書面が東京国税局ホームページにアップされましたので、 ご活用下さい。

- 1. 相続税のあらまし
- 2. 面接相談時の持参書類
- 3. 相続税の申告のためのチェックシート
- 4. 相続税についてのお尋ね(相続税申告の簡易判定シート)

(掲載場所)

東京国税局ホームページ ⇒ 局からのお知らせ「資産税(相続税、贈与税、財産評価及び譲渡所得) 関係チェックシート」 ⇒ 平成26年分

7. 各種説明会等の日程について

例年どおり実施する予定です。以下の日程表をご参考にしてください。

内容	開 催	日 時	会	場
税理士による 無料相談会	平成26年11月12日(水)	10:00~12:00 13:00~16:00	イオン石和店2階	笛吹市石和町 駅前16-1
年末調整 説 明 会	平成26年11月19日(水)	【用紙配布】 13:00~13:30 【説明会】 13:30~16:00	山梨市役所西館 5階501会議室	山梨市小原西843
	平成26年11月20日(木)		甲州市民文化会館 2階会議室	甲州市 塩山上塩後240
	平成26年11月25日(火)		笛吹市スコレーセンター 1階ホール	笛吹市 石和町広瀬626-1
青色決算 説 明 会	平成26年12月2日(火)	【午前】 10:00~12:00 【午後】 13:30~15:30 ② 午前・午後とも説明 内容は同じです。	甲州市役所 2階第1会議室	甲州市 塩山上於曽1085-1
	平成26年12月4日(木)		笛吹市スコレーセンター 2階資料展示室	笛吹市 石和町広瀬626-1
	平成26年12月5日(金)		山梨市役所西館 5階502会議室	山梨市小原西843
白色決算 説 明 会	平成26年12月10日(水)	10:00~12:00 13:30~15:30	山梨市役所西館 5階502会議室	山梨市小原西843

[※] 税務署での面接相談につきましては、日時指定の個別相談となっておりますので、お電話により相談日時を決めていただき、必要書類をご持参の上、ご来署いただきますようお願いします。

山梨税務署からのお知らせ

【発行】〒405-8585 山梨市上神内川738 山 梨 税 務 署 __0553-22-1411(代表)

記帳と帳簿書類の 保存が必要で

#!!

平成26年1月から事業や不動産貸付等を行うすべての方に記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。

所得税の申告の必要のない方も記帳帳簿の保存制度の対象と なります。

税務署では、記帳の仕方等を説明する「記帳説明会」を開催 しています。

詳しくは国税庁ホームページ「個人で事業を行っている方の記帳・帳簿等の保存について」をご覧ください。



【担当】 〇個人納税者のe-Tax、記帳義務、消費税については個人課税第1部門 指導担当者 電話0553-22-1411 内線32

消費税法令の改正等のお知らせ

平成 26 年4月 税 務 署

平成26年3月に消費税法施行令等の一部が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

1 簡易課税制度のみなし仕入率の見直し

改

正

簡易課税制度のみなし仕入率について、現行の第四種事業のうち、金融業及び保険業を第五種事業とし、そのみなし仕入率を50%(現行60%)とするとともに、現行の第五種事業のうち、不動産業を第六種事業とし、そのみなし仕入率を40%(現行50%)とすることとされました。

【適用開始時期】

原則として、平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

のポ

課税売上割合の計算における金銭債権の譲渡に係る対価の額の算入割合の見直し 消費税の課税売上割合の計算上、金銭債権(資産の譲渡等の対価として取得したものを除きます。) の譲渡については、その譲渡に係る対価の額の5%相当額を資産の譲渡等の対価の額に算入することとされました。

【適用開始時期】

平成26年4月1日以後に行われる金銭債権の譲渡について適用されます。

3 輸出物品販売場制度の見直し

ン

免税販売の対象物品に一定の方法で販売する消耗品(外国人旅行者などの非居住者に対して、同一の店舗における1日の販売額の合計が5千円超50万円までの範囲内のものに限ります。)が加えられました。

【適用開始時期】

平成26年10月1日以後に行われる課税資産の譲渡等(消耗品の販売)について適用されます。

消費税法改正等のお知らせ

消費税(地方消費税を含む。)の税率は 平成26年4月1日から8%(※)です。

平成26年4月1日を含む課税期間の消費税及び 地方消費税の確定申告書を作成するためには…

> 帳簿等において、課税取引を適用税率 ごとに区分しておく必要があります。

※平成26年4月1日以後に行われる取引であっても、 経過措置により旧税率が適用される場合があります。